

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 12 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600156号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600089号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年11月1日から同年10月16日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和47年10月16日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和47年10月16日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月16日から同年11月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないが、私は、その期間にC社の関連会社であるA社に出向していた。出向中もC社に所属し、同社から給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが、給与明細表において確認できるので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る在職証明書及び請求者から提出された給与明細表により、請求者は、請求期間においてC社及びA社に継続して勤務し(昭和47年10月16日にC社D所からA社に出向)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の昭和47年10月の標準報酬月額については、上記給与明細表(昭和47年11月分)により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年10月16日から同年11月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600163号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600088号

第1 結論

請求者のA社B支店における平成18年6月21日の標準賞与額を65万円に訂正することが必要である。

平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月

私は、A社B支店に勤務していた期間において、毎年6月と12月に賞与を支給されていたが、平成18年6月の賞与の年金記録がないので、調査の上、当該賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から平成22年4月にC年金事務所に提出された「賞与支給額一覧表」、及び「該当賞与における賞与一覧表」並びにD健康保険組合から提出された「被保険者記録照会」により、請求者は、請求期間において、同社B支店から賞与を支給され、65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、上記健康保険組合から提出された「被保険者記録照会」における賞与支払年月日から、平成18年6月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成18年6月21日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。